

賃貸借契約書(案)

佐賀県(以下「甲」という。)を賃借人とし、○○○○(以下「乙」という。)を賃貸人として、次の表のとおり県立中学校・特別支援学校電子黒板等賃貸借契約について、次の条項により契約を締結する。

契約名	県立中学校・特別支援学校電子黒板等賃貸借契約	
品名・数量	電子黒板及び操作用端末 (内訳) ○県立中学校(致遠館中学校・武雄青陵中学校・彩志学舎中学校) 36台 ○特別支援学校(大和特別支援学校・鳥栖特別支援学校) 28台	64台
契約金額	金○, ○○○, ○○○ー (うち消費税額及び地方消費税相当額 金○○○, ○○○ー)	
規格	仕様書のとおり	
契約期間 (賃貸借期間)	契約締結の日から令和12年3月31日まで ○致遠館中学校・武雄青陵中学校・彩志学舎中学校・大和特別支援学校 (賃貸借期間 令和8年1月1日から令和12年12月31日まで) ○鳥栖特別支援学校 (賃貸借期間 令和8年4月1日から令和12年12月31日まで)	
納入場所	甲が指定する場所	

(総則)

- 第1条 乙は、別添「県立中学校・特別支援学校電子黒板等賃貸借契約仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、頭書の契約金額(以下「賃貸借料」という。)をもって、電子黒板等を甲に賃貸しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない事項は、甲乙協議して定める。ただし、軽微なものについては甲の指示に従うものとする。

(信義則)

- 第2条 甲及び乙は、この契約の条項及び仕様書に定める要件を信義に従い、誠実に履行するものとする。

(契約保証金)

【契約保証金を免除する場合】

- 第3条 契約保証金は佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第115条第3項第3号により免除する。

【契約保証金を免除しない場合】

- 第3条 乙は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の10に相当する契約保証金を納付しなければならない。
- 2 前項の契約保証金には、利息をつけない。

3 甲は、乙が賃貸借契約を履行したときに第1項に定める契約保証金を還付するものとする。

(賃貸借料等の支払)

第4条 甲は、頭書の内訳に記載の使用料を次のとおり月単位で乙に支払うものとする。

内訳 (税込)

契約金額内訳 (税込)	月額単価	年度別支払金額
令和8年1月分～令和8年3月分	金 円	金 円
令和8年4月分～令和9年3月分	金 円	金 円
令和9年4月分～令和10年3月分	金 円	金 円
令和10年4月分～令和11年3月分	金 円	金 円
令和11年4月分～令和12年3月分	金 円	金 円
令和12年4月分～令和12年12月分	金 円	金 円
合 計		金 円

2 乙は、前項の賃貸借料の支払請求書を実績月の翌月以降に甲に対して提出するものとする。

3 甲は、第2項の規定による適正な支払請求書を受理した日から30日以内に乙に対して賃貸借料を支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

(契約の変更等)

第6条 甲は、必要がある場合には、契約内容を変更することができる。この場合において、賃貸借料を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

(事故等の報告)

第7条 甲の機器使用に関して何らかの支障が生じるおそれがある事故等の発生を乙が知り得たときは、その発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を甲に報告して速やかに応急措置を講じるとともに、遅滞なく書面により詳細な報告及び今後の方針案を提出するものとする。

(撤去費用等の負担)

第8条 この契約に基づく機器の撤去など、この契約を履行するために要するすべての費用は、乙の負担とする。

2 前項の規定に関して、万一乙が撤去を遅滞した場合は、甲が乙に代わり撤去し、その費用を乙に請求するものとする。

3 賃貸借期間満了後、機器の撤去・回収を行う場合の費用については、乙の負担とする。なお、撤去・回収を行った後は仕様書に記載している抹消方法にて記憶媒体内の情報を消去すること。

(納入期限等)

第9条 機器の納期等は、仕様書に定めるとおりとする。

2 賃貸借期間は、頭書の表に記載の期間とする。

(設置等の確認)

第10条 乙は、機器を履行場所に搬入及び設置し、機器の動作等について書類等にて甲の確認を受けなければならない。なお、書類等の作成方法等については、甲の指示に従うこと。

2 前項の確認時に何らかの不備等が発見された場合は、乙は、その負担において、甲の指示するところにより補正しなければならない。

(契約不履行の場合の措置)

第11条 乙の責に帰すべき理由により契約期間の始期に機器を借受けることができない場合は、甲は乙に対し遅延損害金を請求することができる。

2 前項の損害金は、賃貸借料に対して遅延日数に応じ年2.5%の割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責に帰すべき理由により前条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して年2.5%の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があったとき。
- (2) 支払いの停止があったとき、又は乙が仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申し立てを受けたとき。
- (3) 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 乙の責に帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行せず、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (6) 仕様書に明記された能力を有しないなど、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定

する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害について、甲はその賠償の責を負わないものとする。

3 甲は、翌年度以降において本契約に係る歳出予算について、減額又は削除があった場合は、当該契約を解除できるものとする。

(違約金)

第 13 条 乙は前条第 1 項の規定により甲が契約を解除したとき、契約金額の 100 分の 10 の金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

2 前項の規定による違約金の徴取は、甲の損害賠償の請求を妨げない。

3 第 1 項の規定により甲から請求を受けた場合において、乙が甲の定めた期間内に支払わなかつたときは、乙は期限の翌日から支払った日までの日数に応じてその支払うべき金額に年 2.5% の割合で計算した額に相当する金額を甲に支払わなければならない。

4 前条第 3 項の規定により、本契約の最終終了日前に本契約を解除した場合において、損害があるときは、乙はその損害について甲に対し、請求することができる。なお、その金額については甲乙協議にて定める。

(情報提供等)

第 14 条 甲は、乙が本契約履行のために必要な県の情報及び資料の提供に協力する。

2 乙は、前項の規定により提供された情報及び資料を本契約の目的以外には使用してはならない。

3 乙は、第 1 項の規定により提供された資料を善良な管理のもとに保管し、契約終了までに甲に返還しなければならない。ただし、甲の承諾又は指示があったものについてはこの限りではない。

(契約不履行の場合の措置)

第 15 条 乙の責に帰すべき理由により契約期間の始期に機器を借受けることができない場合は、甲は乙に対し遅延損害金を請求することができる。

2 前項の損害金は、賃貸借料に対して遅延日数に応じ年 2.5% の割合を乗じて計算した金額とする。

3 甲の責に帰すべき理由により前条の規定による賃貸借料の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して年 2.5% の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

(損害賠償)

第 16 条 乙の責に帰すべき理由により生じた契約不適合によって甲及び第三者に損害が

生じた場合には、乙は損害賠償責任を負うものとする。

- 2 前項の損害賠償の累計金額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利益、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、契約金額を限度とする。
- 3 前項の規定は、乙の故意又は重大な過失により機器に損傷を及ぼした場合は適用しないものとする。
- 4 乙は、前項の規定による賠償金の請求を受けた場合において、甲の定める期限までに支払わないときは、期限の翌日から賠償金支払日までの日数に応じて、賠償金に年2.5%の割合を乗じて計算した遅延利息を支払わなければならない。

(身分証明書の携行)

第 17 条 業務に従事するものは、甲の管理する庁舎及び機器を設置する施設に立ち入る場合には必ず乙の発行する身分証明書を携行しなければならない。

(秘密の保持等)

第 18 条 乙及びその関係者は、この契約に関連して知り得た全ての情報を第三者に漏らしてはならない。

- 2 前項の規定は、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 19 条 乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第 20 条 乙は、業務を処理するため甲の情報資産を取り扱う場合は、別記 2 「情報セキュリティ対策特記事項」を遵守しなければならない。

(契約終了時の業務の引継、移行支援等)

第 21 条 本契約の全部若しくは一部を解除、又は契約期間が終了した場合には、乙は当該業務を甲が継続して遂行できるよう必要な措置を講ずるか、又は他者に移行する作業を支援しなければならない。

- 2 データの移行、消去など、前項の必要な措置又は支援の具体的な内容については甲乙協議のうえ定める。

(準拠法及び管轄裁判所)

第 22 条 本契約に関し紛争が生じた場合は日本の法律を準拠法とし、これに従って解釈されるものとする。

- 2 本契約に関する調停、訴訟等は、佐賀地方裁判所又は佐賀簡易裁判所を専属管轄裁判所とする。

(補則)

第 23 条 この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又は本契約書に定めのない事

項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲（賃借人）　住　所　　佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

氏　名　　佐賀県教育委員会事務局
　　　　　教育DX推進グループ
　　　　　推進監

乙（賃貸人）　住　所

氏　名

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならぬ。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名（●●課、●●係等）、事務名（●●事務担当者）等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものも含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせ

なければならない。

3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。

ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

(事務従事者への周知及び指導監督)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

(1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと

(2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること

(3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

(報告及び検査)

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、隨時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

別記 2

情報セキュリティ対策特記事項

(基本的事項)

- 第1 受託者（以下「乙」という。）は、委託者（以下「甲」という。）の情報資産（ネットワーク及び情報システム、並びにネットワーク及び情報システムの開発、運用及び取扱いに関する情報（以下「情報」という。）であって、電磁的記録及び紙等の有体物に出力された情報をいう。以下同じ。）の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、佐賀県情報セキュリティ基本方針及び佐賀県情報セキュリティ対策基準（以下「情報セキュリティポリシー」という。）、並びに佐賀県情報セキュリティ実施手順を遵守し、適正な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。
- 2 乙は、情報セキュリティポリシーを遵守するために必要な体制を整備し、情報管理に関する責任者及び担当者を置かなければならない。

(守秘義務)

- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た情報（以下「業務上知り得た情報」という。）を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外利用・提供の禁止)

- 第3 乙は、業務上知り得た情報及びこの契約による業務を処理するために甲から提供された情報（以下「提供情報」という。）を当該業務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

- 第4 乙は、業務上知り得た情報及び提供情報について、漏えい、滅失又はき損の防止、その他の情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 前項の場合のほか、乙は、データバックアップのための外部施設等への搬送時においても、盜難及び不正コピー等の防止措置を厳重に実施しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

- 第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、提供情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

- 第6 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故発生時における報告義務)

- 第7 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(報告、監査及び検査)

- 第8 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報に対する情報セキュリティ対策の状況について、定期的に報告を徵し、監査又は検査を実施することができる。

(業務従事者への周知)

第9 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことなど、情報セキュリティ対策のために必要な事項を周知し、また継続的に教育するものとする。

(業務の再委託)

第10 乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得たときを除き、この契約による業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 前項の場合、乙は、委託の範囲における情報セキュリティ対策について、乙から委託を受ける者自身に実施義務があることを明示した書面を作成し、乙から委託を受ける者との連名で事前に甲に届け出なければならない。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第12 甲は、乙が本特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。